著作権保護について

2007年8月23日 大阪学院大学 笠原 正雄

情報技術(IT)を真に人類の 福利の向上に役立てるには?

- ◆ 現状の正しい把握
- ◆ 技術史を修得した上での、将来の正しい予測
- ◆ 人間を知る。そして、このことを輝く未来の到来につなぐ

現状の正しい把握とは?

- (1)今、第二の産業革命か?
- (2)今、第二の転機なのか?



(1)と(2)、何れに考えるかによって、対応 策は180度異なってくる。どう考えるか? このことは国家的重要課題である。

今、人類は 第二の転機なのか?

- ◆ヒトは500万年前, 森から草原へ進出。ホモ・サピエンスとなった。
- ◆ヒトは, 今, 産業社会から, サイバー社会に進出。ヒトは "ホモ・サイバー"になる。
- ◆サイバー社会は手を延ばせば"果物や葉っぱ"が手に入るところではない。産業社会("森")での生活法に固執すれば、サイバー社会("草原")での暮らしは悲惨。

サイバー社会を真に人類の 福利の向上に役立たせるには?

◆基本姿勢 :情報倫理

(時間、空間、人間の在り方の探求。このことがサイバー社会を住みよくする)

◆基本技術:情報セキュリティ

(公開鍵暗号の可能性が,サイバー社会の未来を拓く。)

◆普段着の哲学:仕事を遂行する上で良き判断 をする能力。

普段着の哲学が大切

例: "我が国の将来は我国の創造力で拓く" このことを実行する方法を考え、実行する能力。

- ◆ 創造性にあふれ、感性に富んだ世代を育てるために必要となる教育環境を早急に整備し、我が国から新しい情報技術(IT)、 そして魅力的なソフト、コンテンツを早急に創出。
 - •••"早急"とは、サイバー社会がドッグイヤーで進むことを考えてのこと。早急な上にも早急に!
- ◆ハイビジョン映像・携帯等,音と動画の氾濫する中で乳幼児世代が育てられている。このまま続けば,想像力・感性を欠いた世代が登場。世界に通じる優れた創造性はますます遠のく。 ⇒赤ん坊の人権宣言(2004年7月26日)

著作権保護, そして情報倫理

⇒外国直輸入の借り物の"情報倫理"あるいは"情報倫理綱領"ではなく、"普段着の情報倫理"が大切。

普段着の情報倫理

例1:大学等教育の場における学生のレポート.

一学ぶ側, 教える側にける姿勢一

レポートを作成する側において、オリジナル作成者から"転載許可"あるいは"引用文献"として利用する許可を得たとしても、そのことに触れることは情報倫理の立場から考えて、最も基本的なこと、このことを周知、徹底させたい、これを教える側で看過して、情報倫理の問題を大学で教育することができるか?という疑問、

普段着の情報倫理

例2:複写機メーカーの姿勢.

- ◆日常使用するコピー複写機においては、コピー機使用者に対し、著作権保護の問題に対する注意喚起が必要。
- ◆現実は図書館等がコピー機利用者に著作権侵害問題に対する注意を喚起しているに過ぎないが、複写機メーカーが自ら進んで行う姿勢が基本的に大切なこと。

普段着の情報倫理

例3:オーディオ・ビデオ信号録音・録画機メーカーの姿勢

◆ディジタルカメラの急速な普及は著作権保護に関し、大きな問題を引き起こしている.近年急速に進むオーディオ・ビデオ信号を対象とした録音・録画機の小型化,高性能化は著作権問題の解決をさらに困難にしつつある.機器メーカー側に,情報倫理への強い取り組みの姿勢が望まれる.



著作権侵害の深刻化は優れたコンテンツの創出と その流通を阻害し、結局は製造メーカー側にとって、 将来、負の効果となって跳ね返ってこよう。

普段着の情報倫理

例4:コンテンツプロバイダの姿勢

- ◆オーディオ・ビデオコンテンツのプロバイダ側においてコンテンツのコストを, 違法コピーの分を上乗せして定めるという姿勢は, 万が一にもあってはならない.
- ◆違法コピーの分が正規コピーに置き換えられた場合の利益の公表等, 違法コピーによる被害の実態を常に把握し、正規購入者に情報公開する.



不正コピーに立ち向かう姿勢 こそがプロバイダの将来を切り 拓く力になることを認識したい.

著作権保護の基本姿勢

- ◆優れたコンテンツを創出できるか否かが21世紀サイバー 社会における我国の命運を握る。この事実を全ての人が強 く認識すること。そして、コンテンツの創出に不可欠である 著作権保護の問題にコンテンツプロバイダが強い決意で取り組むこと。
- ◆コンテンツプロバイダはユーザーの協力姿勢を喚起すること。
- ◆情報セキュリティ技術による防止策を考えること。

コンテンツプロバイダの心構え(I)

- ◆違法コピー、違法視聴者の分がコストに上乗せされて 正規ユーザーに要求されてないか? このような事態は 万が一にもなされていないか?
- ◆仮にもこのような事態があるとすれば、そのことが許される法的根拠は何か?



違法コピーの問題が急速に深刻化している事を鑑みると、 プロバイダの上記に関わる情報開示、説明責任、倫理観の 高揚が希求される。

コンテンツプロバイダの心構え(Ⅱ)

- ◆ 正当なコンテンツプロバイダは世界に通じる豊かな 内容を有するレベルの高いコンテンツの創出に全 力で取り組むとともに、違法プロバイダを質・量にお いて凌駕するサービスの提供、ユーザーとのコミュ ニケーションを心がけること。
- ◆ 優れた情報セキュリティ技術の開発を心がけ、不正 端末、不正コピーの出現を未然に防止すること。

ここからは、著作権のお話しです。

著作権小史

・15世紀, グーテンベルクの活版印刷術:

大量出版物の時代へ。 初版の丸写し的な"海賊版"出現。

(リマーク)実質的には"放送形コミュニケーション"の出現を意味した

・1710年, 英国のアン女王, イギリス著作権条例制定:

王室などに対する不都合な内容の検閲を目的として特定の出版業者に 出版権を与える。

・<u>我が国の動き:</u>

福沢諭吉, 自著の偽物の出版を見て, "copy right"を「蔵版の免許」と翻訳し, 著作権制定に努めた。このような動きにより,

1869年, 出版条例制定

1893年, 版権法制定

1899年,「著作権法」(旧)制定

1970年,「著作権法」(新)制定

と進められた。

知的財産権

1. 産業財産権(工業所有権)

特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権

1. 著作権*

・ 著作者の権利

著作者人格権 著作者財産権

・ 著作隣接者の権利

*松田貴典:情報通信と著作権(理論編) 情報システム ソサイエティ誌,Vol.12,No.1

著作物とは

著作物: 文芸, 学術, 美術, 音楽などに関する思想, 感情を 創作的に表現したもの(大辞泉より)

著作物:著作権法上,思想または感情を創作的に表現したもので,文芸・学術・美術または音楽の範囲に属するもの(三省堂大辞林より)

一著作物の例一

言語,音楽,美術,建築,図形,映画,

写真、コンピュータプログラム等

著作権の保護期間

- ・著作者が本名の場合、著作者が著作物を創作した時点から 始まり、著作者の死後50年まで
- ・無名,変名(筆名等),あるいは団体名義の著作物の場合は 公表後50年
- ・映画の場合、公表後70年

著作権とは(I)

著作権は「著作者人格権」と「著作者財産権」に分けられる。

·<u>著作者人格権:</u>

著作物について有する人格的利益を守る権利。 著作物についての,

> 公表権 氏名表示権 同一性保持権

を内容とする。

·<u>著作者財産権:</u>

人格権と分けるときに使われるが、一般には著作権と呼ばれる。

- •複製 •上演,演奏 •上映 •公衆送信,伝達
- ·口述 ·展示 ·頒布 ·譲渡 ·貸与
- •翻訳,翻案 •二次的著作物利用

等の権利である。

田中慎也:卒業研究報告書,"著作権の考え方とこれからの将来"より

むすび

- ・著作権問題はITの発展とともに重要性を増す。
- ・関係者に普段着の哲学が必要。そして豊かな文化をサイバー社会に築きましょう!